



許可番号 03820009474

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県西条市周布1758番地3
氏名 藤岡建設株式会社
代表取締役 藤岡 一貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 平成30年11月10日
許可の有効年月日 平成35年11月9日

1. 事業の範囲

中間処分

破砕処分：がれき類、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鋳さい、ゴムくず	以上9種類
乾燥処分：汚泥	以上1種類
焼却処分：紙くず、木くず、廃プラスチック類	以上3種類
切断処分：木くず、がれき類、金属くず	以上3種類
選別処分：がれき類	以上1種類
コンクリート混練・固化処分：燃え殻、ばいじん	以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 破砕施設（がれき類、金属くず） | 2基 |
| 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1 | |
| ・設置年月日：昭和63年6月1日、届出年月日：平成13年4月27日 | |
| 処理能力：1,520t/日 | |
| ・設置年月日：平成11年1月5日、届出年月日：平成13年4月27日 | |
| 処理能力：680t/日 | |
| (2) 破砕施設 | 1基 |
| 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1 | |
| 設置年月日：平成12年5月1日、処理能力：4t/日 | |
| (3) 天日乾燥施設 | 1基 |
| 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1 | |
| 設置年月日：昭和63年6月1日、処理能力：138.75t/3日 | |
| (4) 焼却施設 | 1基 |
| 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1 | |
| 設置年月日：平成16年6月30日 | |
| 処理能力：45kg/時、97.4kg/日（廃プラスチック類） | |
| (5) 切断施設（木くず） | 1基 |
| 設置場所：西条市丹原町川根乙38番4 | |
| 設置年月日：平成20年11月18日 | |
| 処理能力：5.08t/時 | |

（裏面に続く）

(裏 面)

- (6) 切断施設 (がれき類、金属くず) 1基
設置場所：西条市丹原町川根乙38番4
設置年月日：平成20年12月6日
処理能力：1.87t/時
- (7) 選別施設 1基
設置場所：西条市丹原町川根乙38番4
設置年月日：平成20年11月18日
処理能力：180t/時
- (8) コンクリート混練・固化施設 1式
設置場所：西条市丹原町田野上方1097番地1、西条市丹原町川根乙38番4
設置年月日：平成21年3月1日
処理能力：199.40t/3日(燃え殻)、199.40t/3日(ばいじん)
- (9) 保管場所 11箇所
- ・設置場所：西条市丹原町大字田野上方1097番地1
保管面積：①147.29㎡(がれき類)、②14.24㎡(金属くず)
③56.63㎡(木くず)、④2.70㎡(紙くず、木くず、廃プラスチック類)
⑤34.50㎡(がれき類、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鋳さい、ゴムくず 以上8種類)
⑥74.50㎡(燃え殻)、⑦79.42㎡(ばいじん)
 - ・設置場所：西条市丹原町川根乙38番4
保管面積：①71.04㎡(がれき類)、②18.50㎡(金属くず)
③411.73㎡(木くず)、④53.28㎡(がれき類)

3. 許可の条件
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|-------|-------------|
| ○当初許可 | 平成 5年11月10日 |
| ○更新許可 | 平成10年11月10日 |
| ○更新許可 | 平成15年11月10日 |
| ○更新許可 | 平成20年11月10日 |
| ○更新許可 | 平成25年11月29日 |
| ○更新許可 | 平成30年11月10日 |

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ④